

高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、公益財団法人高知県山村林業振興基金（以下「補助事業者」という。）が、林業労働力育成協議会の開催、林業事業体の指導、新規参入の促進、林業技術者の養成及び林業事業体の事業量の安定化等の対策を推進することにより、林業の担い手の確保及び育成を総合的に図り、林業の健全な発展に資するものとするため、次に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 林業技術者養成研修事業
- (2) 雇用情報ネットワーク推進事業
- (3) 高校生等技術研修・職場体験事業
- (4) フォレストスクール等受入強化事業

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業の実施基準は、別表第2に定めるとおりとし、要綱、要領等必要な諸規程を補助事業者が定めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者等が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業主体としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
 - (3) 補助事業によって取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (4) 補助事業者等が前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用、天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。
 - (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (6) 県税の納稅義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
 - (7) 補助事業の実施に際し、補助金の交付の目的を達成するため、事業主体に第2号から前号までに掲げる事項を遵守させなければならないこと。
- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、要綱、要領若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の規定により、事業計画を変更しようとする場合は、別記第2号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。
- (1) 雇用情報ネットワーク推進事業における林業労働力育成協議会の開催回数の減少
 - (2) 高知県林業労働力確保支援センター事業の補助金の増額及び20パーセントを超える減額
 - (3) 補助対象事業区分間の配分の30パーセントを超える変更

(補助金の概算払の請求手続)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第 5 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第 11 条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 2 号から第 4 号まで、第 10 条第 3 項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

別表第1（第3条関係）
補助対象経費等一覧表

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率
1 林業技術者養成研修事業	(1) 林業技術者養成研修の開催	資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費、通信運搬費等	10分の10以内
	(2) 附帯事務費	(1) の事業を実施するために必要な賃金、共済費、旅費、役務費、需用費等	10分の10以内
2 雇用情報ネットワーク推進事業	(1) 林業労働力育成協議会開催等	ア 林業労働力育成協議会開催費 (資料整理賃金及び共済費、委員謝金、委員旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料等) イ 全国協議会出席費 (資料整理賃金及び共済費、協議会出席旅費、消耗品費等) ウ U J I ターン者説明会出席費 (出席旅費等)	10分の10以内
	(2) 林業事業体の指導・相談	資料整理賃金及び共済費、旅費、消耗品費、通信運搬費等	
3 高校生等技術研修・職場体験事業	(1) 高校生等技術研修の実施	資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費、保険料、通信運搬費等	10分の10以内
	(2) 高校生等林業職場体験教室の開催	資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、バス等借上げ料、印刷製本費、保険料、通信運搬費等	
4 フォレストスクール等受入強化事業	(1) フォレストスクールの開催	フォレストスクール開催委託費、講師謝金、ゲスト謝金、講師旅費、ゲスト旅費、旅費助成費、印刷製本費、消耗品費、広告費、通信運搬費等	10分の10以内
	(2) 個別相談会の開催、就業希望者視察対応	受入事業体謝金、印刷製本費、消耗品費、燃料費、保険料、使用料及び賃借料、広告費、通信運搬費等	
	(3) 林業体験ツアーの開催	林業体験ツアー開催委託費、広告費、通信運搬費等	
	(4) 林業就業支援アドバイザーの配置	賃金、共済費、旅費、役務費、需用費等	

別表第2（第3条関係）

事業区分	実施基準
1 林業技術者養成研修事業	<p>(1) 林業技術者養成研修の開催 補助事業者は、林業技術者及び後継者を養成するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく技能講習、特別教育、安全衛生教育の実施及び林業作業に必要な知識や技術の習得、資格又は免許を取得させるための研修等を行うものとする。</p> <p>ア 研修実施計画の作成 次に掲げる事項について定めた研修実施計画を作成し、これに基づき研修を実施すること。</p> <p>(ア) 研修の目的 (イ) 研修教程 (ウ) 養成者数 (エ) 研修期間 (オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、必要な事項</p> <p>イ 研修教程 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に係る資格又は免許の取得に関する教程の時間数については、労働安全衛生法施行規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく関係労働省告示に定められている講座時間数を確保すること。</p> <p>ウ 研修受講者の選定 受講者は、高校生等研修及び一般等研修を除き、原則、林業就業経験2年以上で、現に林業に就業している者とする。ただし、研修定員に達しない場合については、空き定員に限り前述の条件を満たさない者についても受講を認めることができるものとする。 また、受講生の選定に当たっては、研修を受講することで、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）の第2の2又は第5の1の基準に該当し、フォレストワーカーとして研修修了者名簿への登録資格を得られる者を優先するものとする。</p>
2 雇用情報ネットワーク推進事業	<p>(1) 林業労働力育成協議会開催等 県の職員、四国森林管理局・署の職員、公共職業安定所の職員、流域林業活性化センターの役職員、一般社団法人高知県木材協会の役職員、林業関係団体の役職員、学識経験者、林業労働者又はそれを代表する者等からなる林業労働力育成協議会を開催し、次の事項について協議を行いうものとする。</p> <p>ア 林業労働者の募集に関する事項 イ 林業への新規就業者の受け入れに関する事項 ウ 林業の機械化に関する事項 エ 林業労働者等に対する研修に関する事項 オ アからエまでに掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進に関する事項</p> <p>(2) 林業事業体の指導・相談 地域の林業の実態を熟知し、特に林業労働に精通している者を指導員として選任し、林業事業体の経営基盤の強化等を通じた林業労働力の確保の促進に関する指導・相談業務を行うものとする。</p>
3 高校生等技術研修・職場体験事業	<p>(1) 高校生等技術研修の実施 将来の林業の担い手の確保につなげることを目的に、高校生等に対して林業作業に必要な知識や技術の習得、資格や免許を取得させるための研修等を行うものとする。</p> <p>(2) 高校生等林業職場体験教室の開催 林業に対する理解を深めてもらい林業への就業の促進を図ることを目的に、高校生等に対して林業職場体験教室を開催するものとする。</p>
4 フォレストスクール等受入強化事業	<p>(1) フォレストスクールの開催 都市部及び県内において林業に関心を持つ方を対象に、林業関係者による本県の林業の現状や就業支援施策等の説明及び具体的な林業の仕事内容の講演、林業就業者による仕事のやりがいや魅力の紹介、フォレストスクール参加者との質疑応答や意見交換等を行うものとする。</p> <p>(2) 個別相談会の開催、就業希望者視察対応 都市部において林業就業希望者を対象とした相談会等が毎月実施されるよう、随時個別相談会を開催するものとする。また、林業就業希望者が林業の仕事に対する意識を明確にして円滑に就業できるよう、林業の職場見学を希望する者に対して森林組合や林業事業体等の職場見学を実施するものとする。</p> <p>(3) 林業体験ツアーの開催 林業の経験がない方が林業作業の体験や林業関係者との意見交換及び交流を通じて、林業という仕事を実感し林業への理解を深めてもらい就業につなげていくことを目的に開催するものとする。</p> <p>(4) 林業就業支援アドバイザーの配置 上記(1)から(3)まで及び(5)の業務を担当するとともに、林業就業希望者に対して就業に向けた準備から職場定着までの一連のサポートを行うものとする。また、県移住促進課等主催の相談会において対応した林業就業希望者についても同様に、相談者の立場・目線に立ったわかりやすくきめ細かなアドバイスを行い、新たな林業の担い手を確保するものとする。</p>

別表第3（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等という。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(生年月日)

令和 年度高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画書（別紙1のとおり）

3 事業収支予算書（別紙2のとおり）

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 振込先口座

名 義 人 :
口 座 名 :
口座番号 :

6 添付書類

高知県の県税事務所が発行する納税証明書又は県税の納税義務がない場合は申立書

別紙1

令和 年度高知県林業労働力確保支援センター事業（変更）計画書

単位：円

事業区分	事業量	事業費	左のうち経費内訳		備考
			県費	自己負担	
1 林業技術者養成研修の開催					
(1) 林業技術者養成研修事業	研修回数 回 研修日数 日 受講者数 人				
(2) 附帯事務費 (1) に関する経費					
2 雇用情報ネットワーク推進事業					
(1) 林業労働力育成協議会開催等	協議会開催回数 回 全国協議会出席者 人 説明会出席者 人				
(2) 林業事業体の指導・相談	指導員数 人 活動日数 日				
3 高校生等技術研修・職場体験事業					
(1) 高校生等技術研修の実施	開催回数 回 参加人数 人				
(2) 高校生等林業職場体験教室の開催	開催回数 回 参加人数 人				
4 フォレストスクール等受入強化事業					
(1) フォレストスクールの開催	開催回数 回 参加人数 人				
(2) 個別相談会の開催、就業希望者 視察対応	開催回数 回 参加人数 人 視察者数 人				
(3) 林業体験ツアーの開催	開催回数 回 参加人数 人				
(4) 林業就業支援アドバイザーの配置					
合計					

(注) 事業区分ごとに積算根拠資料を添えてください。

別紙2

事業（変更）収支予算書

1 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
事業実施主体負担金		
その他		
計		

(注) 1 「県補助金」欄は、交付申請額を記入してください。また、変更については、変更額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 支出

単位：円

区分	予算額	備考
林業技術者養成研修事業		
雇用情報ネットワーク推進事業		
高校生等技術研修・職場体験事業		
フォレストスクール等受入強化事業		
小計		
消費税仕入控除税額等及び内訳		
合計		

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

別紙 3

誓約書兼同意書

私は、高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者・職氏名（自署の場合は押印不要）

第2号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県補助金等交付規則第5条及び高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額

金 円

3 事業変更計画書（別紙1のとおり）

4 事業変更収支予算書（別紙2のとおり）

5 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

（注）3及び4については、申請書の様式に準ずるものとし、変更計画の内容を変更事項ごとに、その上段に括弧書きで当初計画を記入し、変更前の内容と変更後の内容とが対比することができるよう作成してください。

第3号様式（第9条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

上記令和 年度高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱第9条の規定により、概算交付されたく請求します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

記

事業費	補助金交付 決定額	既受領補助 金額	今回請求額	月 日 までの予定 出来高	残高	備考
円	円	円	円	%	円	

(注) 1 「予定出来高」欄は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位止めとしてください。

2 今回請求額は1,000円未満切捨てとしてください。

第4号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号の補助金の交付の
決定（又は補助金の変更交付の決定）に基づき事業を実施しましたので、高知県補助金
交付規則第11条第1項及び高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱
第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

1 事業実績報告書（別紙1のとおり）

2 事業収支精算書（別紙2のとおり）

3 事業完了年月日

令和 年 月 日

別紙 1

1 総括表

単位：円

事業区分	事業量	事業費	左のうち経費内訳		備考
			県費	自己負担	
1 林業技術者養成研修の開催					
(1) 林業技術者養成研修事業	研修回数 回 研修日数 日 受講者数 人				
(2) 附帯事務費 (1) に関する経費					
2 雇用情報ネットワーク推進事業					
(1) 林業労働力育成協議会開催等	協議会開催回数 回 全国協議会出席者 人 説明会出席者 人				
(2) 林業事業体の指導・相談	指導員数 人 活動日数 日				
3 高校生等技術研修・職場体験事業					
(1) 高校生等技術研修の実施	開催回数 回 参加人数 人				
(2) 高校生等林業職場体験教室の開催	開催回数 回 参加人数 人				
4 フォレストスクール等受入強化事業					
(1) フォレストスクールの開催	開催回数 回 参加人数 人				
(2) 個別相談会の開催、就業希望者 視察対応	開催回数 回 参加人数 人 視察者数 人				
(3) 林業体験ツアーの開催	開催回数 回 参加人数 人				
(4) 林業就業支援アドバイザーの配置					
合計					

2 事業内容

(1) 林業技術者養成研修

①林業技術者養成研修の開催

ア 開催実績

研修名	実施年月日	受講者数	備考
		人	
計			

イ 修了者名簿

免許等研修名 :

研修実施期間：令和 年 月 日 から 月 日まで

番号	氏名	年齢	所属事業体名	備考

(注) 修了者のうち研修修了者に係る登録制度の運用について（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号）第 2 の 2 又は第 5 の 1 の基準に該当し、フォレストワーカーとして研修修了者名簿への登録予定者については、その旨を記入してください。

②附帯事務費

単位：円

区分	事業費	摘要
人件費		
需用費		
役務費		
旅費		
その他		
計		

(注) 「摘要」欄は、事業費の積算根拠を記入してください。

(2) 雇用情報ネットワーク推進事業

①林業労働力育成協議会開催等

(注) 林業労働力育成協議会、全国協議会、その他活動状況がわかる資料を添付してください。

②林業事業体の指導・相談

(注) 活動状況がわかる資料を添付してください。

(3) 高校生等技術研修・職場体験事業

①高校生等技術研修の実施

開催実績

研修名	実施年月日	受講者数	備考
		人	
計			

(注) 参加者名簿等の資料を添付してください。

②高校生等林業職場体験教室の開催

開催実績

開催年月日	開催場所	参加者数	備考
		人	

(注) 参加者名簿等の資料を添付してください。

(4) フォレストスクール等受入強化事業

①フォレストスクールの開催

開催実績一覧

開催年月日	開催場所	参加者数	備考
		人	
		人	

(注) 募集案内、開催概要、参加者名簿、講義資料、参加者アンケート等の資料を添付してください。

②個別相談会の開催、就業希望者視察対応

ア 個別相談会の開催一覧

開催年月日	開催場所	参加者数	備考
		人	
		人	

(注) 相談者名簿、相談内容をまとめた資料を添付してください。

イ 就業希望者視察対応一覧

視察年月日	視察場所	参加者数	備考
		人	
		人	

(注) 参加者名簿、対応状況をまとめた資料を添付してください。

③林業体験ツアーの開催

開催実績一覧

開催年月日	開催場所	参加者数	備考
		人	
		人	

(注) ツアー概要、参加者名簿、参加者アンケート等の資料を添付してください。

④林業就業支援アドバイザーの配置

(注) 履歴書、出勤簿、賃金台帳、活動記録、就業希望者対応状況等の資料を添付してください。

別紙2

事業収支精算書

1 収入

単位：円

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
県補助金				
事業実施主体負担金				
その他				
計				

(注) 「県補助金」欄は、交付決定額を記入してください。

2 支出

単位：円

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
林業技術者養成研修事業				
雇用情報ネットワーク推進事業				
高校生等技術研修・職場体験事業				
フォレストスクール等受入強化事業				
小計				
消費税仕入控除税額等及び内訳				
合計				

3 収支精算

単位：円

区分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総額	県補助率	精算 県補助金額	既受領 県補助金額	差引き県補助 金未受領額
林業技術者養成研修事業						
雇用情報ネットワーク推進事業						
高校生等技術研修・職場体験事業						
フォレストスクール等受入強化事業						
小計						
消費税仕入控除税額等 及び内訳						
合計						

第5号様式（第10条関係）

令和　年　月　日

高知県知事　　様

申請者　住　所
氏　名

令和　年度高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和　年　月　日付け高知県指令　　第　　号で交付の決定（又は変更
交付の決定）がありました補助金について、令和　年度高知県林業労働力確保支援セン
ター事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
金　　円

2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金　　円

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金　　円

4 補助金返還相当額（3－2）
金　　円

（注）精算の内訳その他参考となる資料を添えてください。